

公益財団法人岡山県健康づくり財団
「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

内容1：出産・育児に関する休暇の取得を推奨するなど、職場環境の整備に努めま
す。

<対策> 引き続き、規程などの周知を行う。

内容2：仕事と生活の調和のために、一斉退庁日を設けるなど、時間外勤務の削減に
努めます。

<対策> 引き続き、一斉退庁日を設け、周知徹底する。

3. 取組の実施期間

計画期間で随時実施する。

公益財団法人岡山県健康づくり財団

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1：管理職に占める女性の割合を30%以上にする。

(現状は28.6%、政府目標30%)

<対策>

- (1) 管理職育成を目的としたキャリアデザイン研修を実施するなど、女性職員が管理職を目指すべく意識の醸成を図る。
- (2) 人事評価基準を参照するなど、公正・公平の観点から、積極的な女性職員の管理職登用を図る。

目標2：職員の一月当たりの平均所定外労働時間を8.5時間未満とする。

(現状は 11.6 時間、H27 年度は 8.1 時間)

<対策>

- (1) 管理職を対象に長時間労働是正に向けたマネジメント力の強化のための研修を実施し、管理職による業務の見直し等マネジメントの徹底を図る。
- (2) 一般職員を対象に生産性向上のための具体的業務手法について研修を実施し、業務の優先順位や業務プロセスの見直しを図る。

3. 取組の実施期間

計画期間で随時実施する。

《計画策定根拠》

事業主行動計画策定指針第2の4の(1)(2)関係